5・3定 意見書案第1号

全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について

全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年10月5日

旭川市議会 議長 福 居 ひでお 様

提出者 旭川市議会議員

横山啓一

小 林 ゆうき

植木だいすけ

江川あや

塩 尻 英 明

髙 橋 紀 博

高木 ひろたか

品 田 ときえ

高 見 一 典

全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、2018年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、毎年度、中学卒業者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきた。2023年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」改定版では、学校規模を「1学年4~8学級」とした基準の明示は行わなかったが、今後も重要な観点の一つであるとしている。

募集停止や再編・統合により、遠距離通学や下宿生活等を送っている子どもたちには、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。多くの市町村では、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置を行っている。本市でも各種奨学金事業を行っているが、所得制限など申請に条件があるため、保護者の経済的負担の軽減には十分とは言えない。

また、地域の高校が無くなっていくことは、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐことにつながる。各自治体は高校と連携し、各地域や学校の特色ある取組により、地元の高校存続に向けた努力を続けている。

北海道教育委員会には、広大な北海道の実情に鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育の保障が求められている。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要である。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 地域の教育や文化,経済や産業など地域の衰退を招かないために、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校を存続させること。
- 2 希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障するため、全ての道内公立高校の学級定員を引き下げ、機械的な間口削減を行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の補助期間を募集停止後5年間とする基準を撤廃すること。
- 4 障がいの有無にかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、豊かな高校教育を実現するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。